

税理士法改正に関する多々キ台

制度部

～社会から信頼される税理士制度へ向けて～

Ⅲ。税理士の社会的責務の明確化

税理士は、納税義務の適正な実現を図るといふ公共的使命を有する（法1条）。それは、申告納税制度のもと、税理士は、税務に関する専門家として、納税義務者の税法上の行為を援助し、その財産権を保護するに止まらず、独立した公正な立場において、国が実施する公共サービスの原資である税を租税法に基づいて適正に確保するという役割を担っているからにほかならないのであって、そのため税理士業務は無償独占とされている（法2条1項）。それ故、現行制度においては、税理士報酬を支払う資力に乏しい者に対して行う税務援助の実施が税理士会に義務付けられ（法49条の2 2項9号）、これに税理士会が社会貢献事業として自主的に実施する税務指導を加えた税務支援を、税理士会の会則において税理士に間接的に従事義務を課している。

本稿では、税理士会が実施する税務支援事業について、税理士に課された公共的使命の観点から、個々の税理士に対する従事義務のあり方について見直しを行い、税理士の社会的責務の明確化を図った。

税務支援の従事義務化

1. 税務支援の義務化について

現行法においては、税理士会の事業として税務援助の実施が税理士法により義務付けられ、税理士会会則において税務支援の従事義務が税理士会員に課されるという間接的従事義務となっている。しかし、税務行政のアウトソーシング化や年金受給者等の増加による税務援助を必要とする納税者が年々増加してきている現状や、さらには臨時の税務書類の作成等（法50条）の規定の適用も縮小傾向にある中、現行の間接的従事義務では、税務援助の実施が困難となる可能性も想定されるようになってきた。このような社会環境の変化に対応していくためにも、税務支援事業への従事は会員の義務であることをより明確にすることが必要である。

また、税務支援の義務化は、税務支援を事業として実施する税理士会に対する義務化と、税務支援に従事する税理士に対する義務化とを区分して整理しなければならない。さらに、税理士会事業においても、税理士会に法的に義務付けられている税務援助事業と税理士会が社会貢献事業として自主的に実施する税務指導事業とを明確に区分する必要がある。

したがって、経済的弱者などの納税者の納税義務を適正に実現するため税理士が行っている税務援助は、税理士としての社会的責務であり、社会から信頼される税理士制度であるためには、その重要性に鑑み、改められて税理士に対する税務援助への従事義務として、税理士法に規定することが適当である。

また、税理士会が自主的に実施する税務指導への従事義務は、税理士会会則の遵守という間接的に税理士に義務付ける制度とすることが適当である。

- (1) 税理士会に対する税務支援事業の実施義務
現行の税理士会会則への絶対的記載事項（法49条の2 2項9号）は、現行のまま存置する。
- (2) 税理士に対する税務支援への従事義務
新たに、税理士会が実施する、委嘱者の経済的理由によ

り無償又は著しく低い報酬で行う税務支援（税務援助）への従事義務を、税理士法に規定する。

また、税理士会が指導を必要と認められた納税者に対する税務支援（税務指導）については、現行どおり、税理士会会則において従事義務を規定する。

2. 従事免除と懲戒処分

税務支援は、税理士としての責務であり、社会から信頼される税理士制度としての重要性に鑑み、税務支援事業への従事は、本来、全ての税理士が義務を負うべきである。税務支援会場での従事が基本となっている税務支援の実施形態からすると、病氣療養や怪我等により、従事することができない場合も考えられる。また、高齢により身体が不自由になった場合においても、税務の専門家としての判断能力は有しているにもかかわらず従事できなない場合も考えられる。

したがって、免除の適用は、以上のような事由をもとに基準を明確に規定し、厳格に適用、実施されなければならぬ。

なお、従事義務を怠った者については、義務を達成した者との均衡を失しないように、懲戒処分を適用することが適当である。

- (1) 従事免除
従事免除は、傷病等により従事することが困難な者に限り、適用するものとする。
また、従事免除の基準を明確に規定し、例外規定として、厳格に適用するものとする。

- (2) 懲戒処分
税務支援の従事義務を怠った者に対しては、税理士法上の一一般の懲戒（法46条）又は税理士会会則による懲戒処分を適用する。

- (3) 登録更新との関係
税理士登録の更新制度において、登録有効期間内に税務支援の従事義務が達成されていない者については、更新を留保し、1年以内に従事不足相当分の税務支援従事により更新されるものとする。

Ⅳ。業務執行方法の多様化

戦後導入された申告納税制度のもと、昭和26年制定の税理士法により近代税理士制度が確立されてから60年近くが経過した。その間、わが国の社会経済は多様化・複雑化が進み、これに伴う税理士の業務執行方法の多様化に的確に対応すべく、税理士法も幾度かの改正が行われてきた。平成13年に導入された補助税理士制度もその一つである。同制度は、他の税理士または税理士法人の事務所勤務する税理士（以下「勤務税理士」という。）が、補助者として勤務先における税理士業務に従事することを可能とし、有資格者として積極的に活用すべく導入されたものであり、現在も税理士の業務形態の一態様について有効に機能している。ただ、高度化する納税者からの要請に的確に対応するためには、税理士業務もより高度に専門分化することが必要とされる。有資格者の積極的活用を図るうえにおいては、ますます進む税理士の業務執行方法の多様化の観点から、補助税理士に限らず税理士全般について、有資格者同士の連携に配慮した対応が求められる。

本稿では、補助者としての税理士業務への従事について、これを補助税理士に限定せず、原則として税理士全般に認めることを前提としたうえで、有資格者の積極的活用の観点から補助者業務そのもののあり方を見直すとともに、現行の補助税理士制度についても、納税者の利便性の観点から所要の見直しを行った。